

第2期島根県農林水産基本計画（素案）に対するご意見と県の考え方

No.	分野	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
1	農業	第2期計画の計画期間を5年間としているが、3年などの短い期間に変更してもよいと思う。特に、昨今は温暖化による異常気象や令和のコメ不足など、環境が劇的に変化している。 そのような場合に、5年縛りの計画でフットワークが重くならないか危惧する。	計画期間は5年間としておりますが、社会情勢の変化や新たな課題への対応については、計画をベースとしながら、臨機応変に対応してまいります。
2	農業	集落営農法人について、組織の構成員の平均年齢も記載した方がよいと思う。若者の集落営農法人への就職難は課題であり、平均年齢も加えることで、より明確化されると思う。	集落営農組織の構成員の平均年齢については、アンケート調査の回答率が十分でなく、正確な情報を得られないため、素案には記載をしていません。 なお、アンケート調査で回答のあった法人のうち67%が人材が不足していると回答しており、後継者の確保は大きな課題と考えており、第2期計画において後継者確保の取組を進めてまいります。
3	農業	水田園芸について、松江市の玉ねぎを栽培する生産者から、とても他の地域に推奨できないと意見をいただいている。 また、昨今の米価の上昇に伴い、他県では先駆的に来年度の米の生産量を増やす動きがある。水田園芸の産出額において、目標と実績に著しい開きがある中で、あくまでも水田園芸に力を入れることに、少し不安を感じるところがある。 特に、担い手の高齢化が著しい中、5年後に方針転換をするようなことだけには、ならないで欲しいと強く願う。	水田農業や集落営農の持続性のためには、米だけではなく野菜など他の品目を組み合わせて経営全体で安定的に収益を確保することが必要です。 現在、米の価格が上昇しておりますが、今後の需給変化のリスク等にも適応できるよう、引き続き、水田経営の多角化に向けた環境整備は重要であると考えています。 一方で、ご意見のように、水田園芸の取組において生産性や収益性が十分でない地域もあるため、それぞれの地域で課題となっている要因を検証し、その解決に向けて県も一緒に取り組んでまいります。 第2期計画においては、適地適作も踏まえつつ、反収向上、生産コスト低減に向けた県普及組織による技術指導の徹底や担い手の経営改善支援を行うとともに、関係機関と連携し機械利用や収穫、調製、販売などを共同で行う仕組み、いわゆる「拠点方式」による産地化を進め、生産者が水田園芸に取り組みやすい環境を整えてまいります。

No.	分野	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
4	農業	私の地区でも、高齢化による労働力不足が進行するとともに用排水路の劣化により、ほ場の荒廃がすすんでいくなか、ほ場整備に取り組むとともに新たな担い手も創出しようと話し合い、農業法人を立ち上げました。そして、この法人経営の柱の一つとして、また、ほ場整備の事業要件として高収益作物≒水田園芸の取組は必要だと考え試作に取り組んでいます。 しかしながら、当地区の特殊な土壌条件もあって、指導機関の熱心な指導支援をいただいておりますが現在のところタマネギをはじめとする「県推進6品目」のなかには適作の作目が見つかりません。「県推進6品目等」に、希望をつなぎつつ自助努力としても作目選定の模索は続けようと決意はしていますが少なくとも、ほ場整備事業要件の高収益作物を「県推進6品目」に限定することのないよう第2期計画の実践にあたって強く要望します。	ほ場整備事業における高収益作物の導入については、これまでも、県推進6品目と同等以上の収益性が期待される品目についても事業の対象としてきたところですが、ご意見のように、正確な情報が伝わっていない事例がありました。 第2期計画では、地域がマーケットインの視点を持ち、県推進6品目に加え、これ以外の園芸作物や有機野菜などについても取り組みやすいよう、丁寧な説明に努めてまいります。
5	農業	素案では、集落営農法人の多くが人材不足しており、多様な人材の確保が必要。また地域農業についても、高齢化による担い手不足で地域全体で営農を維持する体制が必要と述べられている。実際に不足している人材は素案において、「草刈り作業・水管理」次いで「オペレーター」と記載がある。「水管理」「オペレーター」は専門性があるのでひとまず置くとして、最も頻度が高く専門性が低いものとして「草刈り作業」がある。 特に梅雨から夏は雑草の繁茂する勢いが強く、営農者が高齢となっている現在においては、夏場の高温の中における作業は負担であり、離農や農地の耕作放棄地化の原因の一つであると考えられる。県の素案には、法人化、作業未経験者への支援、雇用確保支援、広域での作業受委託の体制づくり、日本型直接支払意制度の推進などが記載されており、よい方針であると思うが、加えて、農作業受託サービス事業体の育成と、その事業体への委託の推進は掲げられないだろうか。 国の補助金も創設されており、農業者ではない地域の一般企業（例えば農機具メーカー）や団体を農作業受託サービス事業体として育成し、受委託料収支も踏まえながら、各集落営農組織や地域農業者からの請負体制の確立を目指してはどうだろうか。県として進めてほしい案件と考える。	農家の減少・高齢化が進む中、地域の農業・農地を維持していくためには、担い手による農地の引き受けだけでなく、地域の農業者や住民等が畦畔草刈りを協力・分担する、草刈隊などが受託するといった取組が重要と考えており、地域農業の維持・発展では、畦畔管理を含めて、広域で営農維持に取り組む体制づくりを進めていくこととしています。 このため、第2期計画では、広域での作業受託の体制づくりを進めることを明記しております。各地域において、営農維持に向けて必要となる組織の姿をしっかりと検討していただき、県ではそれに基づいて、サービス事業体を含め、組織の大小に関わらず地域組織の育成に取り組んでまいります。

No.	分野	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
6	農業	鳥獣被害対策の推進について、ツキノワグマの人的被害、サル・シカ被害に中山間地域は悩まされています。残念ながらある程度の捕獲はやむを得ないと思います。 しかし、こちらは県民の生命・生活に関わります。つきましては、毅然とした態度で捕獲対策を進めてください（応援です）。	県内ではイノシシ、ツキノワグマなど様々な獣種による鳥獣被害が発生していることから、これらの被害対策を第2期農林水産基本計画にも明記し、引き続き対策を進めていくこととしています。 被害対策としては、電気柵などの侵入防護柵の設置や放任果樹の除去など鳥獣を寄せ付けない対策を行うとともに、農地や市街地等へ出没し農業被害や人的被害が生じる恐れがある場合には、捕獲檻等の設置による捕獲を行うなど、様々な視点で対策を実施しております。 今後も、被害が生じている地域・集落等の状況も踏まえながら、市町村とも連携し、鳥獣被害対策を進めてまいります。
7	林業	「原木の生産性向上」の取組の必要性に関する文章中に「森林経営に対する意欲が減退することがないよう、生産性の向上により収益を確保し」と記述されていますが、伐採収益による循環型の林業経営を実現するためには、再造林を可能とする立木販売収入の確保が重要です。 このことから、5年後の目指す姿については、素材生産者による生産性の向上だけでなく、実際に森林所有者に支払われる額「再造林が可能となる森林所有者への還元目標額(1m³ 当たり)」の設定が重要と考えます。	ご意見いただいた「再造林が可能となる森林所有者への還元目標額」は、森林所有者が意欲を持って森林経営に取り組んでいただくうえで、重要な視点の一つと考えております。 県では、第1期計画から林業の1サイクルの森林経営の収支モデルについて試算をしています。この収支モデルの試算において、森林所有者に支払われる伐採時の収益や再造林に必要な経費も明らかにしています。 今回のご提案については、第2期計画においても引き続き、収支モデルにおいて把握をしてまいります。
8	林業	素材生産事業体の収益を向上する上で生産性は重要なことですが、生産性が優先された結果、合板用中心の採材や仕分によって原木の価値(価格)が低下することは、所有者への還元額が減少する場合もあることから、できるだけ避ける必要があります。 もちろん、森林の生育状況や出荷先までの距離などの現場条件によって異なりますが、各条件に応じた「最適な採材と仕分け並びに出荷先の選択による原木価値の向上」の重要性についても記述する必要があると考えます。	ご意見のとおり、森林所有者へ少しでも還元していくためには、製材工場の求める原木需要動向を的確に把握し、その需要に応じた寸法・材質等に仕分け、ひと山から生産される木材の収入を引き上げる取組は重要と考えています。 第2期計画においても、生産性向上を図る一方で、引き続き、より有利な販売先に出荷していくために、こうした取組を推進していきます。
9	林業	収益性を高めるためには多様な販路を有する必要があり、出荷先を含めた流通リスクを回避する上でも重要な事です。また、出荷先が求める原木の量と規格を確保するためには、広範囲の事業体と行政が一体となった取組が求められ、雲南市ではこうした取組を進めています。 しかし、市単独では十分ではないと考えておりますので、県地域事務所が中心となって、販路開拓や有利販売に関する検討会を設置するなどの取組を要望します。	第2期計画においても、県地域事務所が中心となって林業事業体や製材工場等の生産規模拡大や連携強化の取組を支援することとしています。ご意見をいただきました広域での原木確保、販路開拓や有利販売の取組につきましては、地域の需給者双方の要望等も聞きながら県としても必要な対応をしてまいります。

No.	分野	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
10	林業	ウッドコンビナートの強化に向けた取組として「林業・木材産業関係者に加え、市町村、設計士等の建築関係者、発注者となりうる団体等も含め、木造化に向けた関係づくりを推進する」と記述されていますが、誰が中心となって関係づくりを進めるのでしょうか？地域事務所が中心となって取組を推進されると思いますが、県が策定された「木材利用率先計画」（令和5年3月）に記載されている「地域協議会」を関係づくりの組織として位置付けられるのでしょうか？ 取組の主体と具体的な取組内容を示す必要があると考えます。	ウッドコンビナートの強化にあたっては、流域林業活性化センターが主体となり活動することを想定しています。具体的な取組内容については、建築士や非住宅建築物の発注者となりうる団体等も構成員に加えた協議会を通じ、建築情報の共有や個別の木造建築物の木材調達に関する協力体制の構築等、各地域で必要な取組を支援することで、県産木材の需要拡大を図っていきたいと考えております。 なお、「木材利用率先計画」に記載されている「地域協議会」は、県が整備する公共建築物の案件ごとに県産木材の利用促進を目的に設置するものであり、第2期計画に記載している上記協議会とは別の組織になります。
11	林業	原木流通の合理化を進める上での課題の一つに、県産材認証や合法証明・木質バイオマス証明など、様々な証明に対応するための書類作成や各流通段階における事務手続きがあると考えます。例えば、原木市場が「しまねの木認証」と「改正クリーンウッド法に基づく合法性の確認」に対応する場合、出荷者に対し「県産材生産票」に併せ「許可書や森林経営計画書の写し」などを求める必要があります。 このことから、原木流通の合理化を進めるためにも、しまねの木認証制度に合法性を付加するなど、事務手続きの合理化や制度の見直しが必要と考えます。	「しまねの木認証制度」は、業界団体において運用されている制度ではありますが、県産木材利用を進める上で重要な制度でありますので、「改正クリーンウッド法」の施行も踏まえて、どのような制度運用が良いのか業界団体とともに検討してまいります。 また、違法伐採への取組を強化した改正クリーンウッド法への対応については、県としても、県産木材製品の出荷拡大に向けて重要なことと考えており、業界団体から要請等があれば適切に対応してまいります。
12		県外出荷を拡大するためには、改正クリーンウッド法に対応するための取組（合法性が確認された原料を使用した製材品の製造と出荷）が重要であり、県内の製材事業体が安心して使用できる合法木材の流通と合法性確認の合理化が必要と考えます。	
13	林業	県内の製材工場は深刻な人材不足に直面しており、「製材量を増やしたくても増やせない、技術と資格を有する人材を確保できない」という状況にあり、「使って」の部分を担当製材事業体の人材確保と育成が重要な課題となっています。 このことから「製材用原木の需要拡大」や「高品質製品の出荷拡大」を図るためには、製材加工分野に携わる人材育成と就業者の確保に関する事項を盛り込むべきと考えます。	製材加工分野の担い手確保・育成については、全産業共通の課題として、創生計画で既に取り組みを進めており、まずはそれらの支援策を活用し、人材確保や雇用環境の改善などを進めていただきたいと考えています。

No.	分野	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
14	林業	前述したように、製材事業体においても人材の確保が課題となっていますので、製材業の認知度を高めるための取組も必要と考えます。	高校生への林業学習では、「伐って、使って、植えて・育てる」循環型林業全体を知ってもらうため、林業のみならず、製材工場の見学や木工体験など生産された原木の使われ方についても学習の対象としております。これら林業学習を進めることで、林業はもとより、製材業や消費にかかわる分野の認知度向上にも繋がるものと考えます。
15	林業	製材業に対する理解を深めることは、製材用原木の安定供給にも繋がるので、林業科のカリキュラムにおける採材や製材に関する内容を充実することも重要と考えます。また、このことが製材業の人材確保にもつながると思います。（助成金等の制度上、製材事業体への就業は難しいことは承知しています。）	農林大学校林業科では、森林資源の調査から植栽・保育等の森林整備、高性能林業機械等を使用した効率的な木材生産技術はもとより、木材市場や製材所・合板工場等の加工施設、住宅建築等の現場見学等を通じ、伐採した木がどのようなルートを経て付加価値を付けながら活用されているかの理解を深める学習も行っています。
16	林業	林業就業者の定着強化に「また、林業における労働災害発生率は他産業に比べ依然として高く、このことは、就業にあたってマイナス要因となっている」と記述されています。 確かにマイナス要因ではありますが、林業における労働災害の発生率は他産業に比べ高いというレベルではなく、全産業平均の約 10 倍という極めて高い状況にあり、全産業の中で最も災害発生率が高い産業となっています。「マイナス要因だから何とかする」などという事柄ではなく、県として労働災害の防止に全力で取り組むことが「新規就業者の確保と定着」にとって最も重要な事項であると考えます。別途項目を設け具体的な防止対策に取り組まれることを要望します。	ご意見のとおり、林業の労働災害発生率は他産業に比べ非常に高い現状にあり、今後の林業就業者の確保や定着強化を図っていく上で、非常に重要な課題であることから、第 2 期計画から新たに内容を盛り込んだところです。 労働安全対策については、事業体自らが取組むものですが、「みどりの担い手育成基金」による事業体の取組支援、労働局や林材業労災防止協会等の関係団体と連携した巡回指導等の取組強化はもとより、高性能林業機械やICT等の新たな技術導入支援による労働強度・災害リスクの軽減、安全かつ高度な技術指導ができる人材の育成等、就業者が安全・安心して働き続けられる就労環境の更なる改善に向けた事業体の取組を支援していきます。
17	林業	本文中には「生産性向上」や「労働生産性の向上」という言葉が多く使われていますが、林業における労働災害の発生率は極めて高く重症事故も多い状況にあります。労働安全を軽視した生産性の向上では、林業を持続可能な産業として発展させることは困難です。こうしたことから、各種支援策の実施においては、労働安全対策に積極的に取り組む事業体を優先する事も必要と考えます。 また、労働安全衛生法、森林法やクリーンウッド法などの法令遵守を徹底することも、当たり前のことですが林業木材産業の発展には大変重要なことです。	ご意見のとおり、各種法令を遵守し、事業体自らが労働安全対策に積極的に取り組むことが林業を持続可能な産業として発展させていくために重要と考えています。 そのため、県独自の制度である「島根林業魅力向上プログラム」においては、事業体における労働安全対策への取組目標も項目に含めている他、登録にあたっては「法令遵守などコンプライアンスの確保」に関する誓約書の提出も要件にしており、県においては、これら登録事業体を集中的に支援しているところです。

No.	分野	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方
18	林業	森林整備の省力化に種子供給能力を高めると記載があります。無花粉スギ、もしくは、花粉の少ない苗木の供給する旨を記載することは可能でしょうか？自分も花粉症が酷く、少しでも軽減できればと思って提案する次第です。うまくすれば、厚生労働省管轄の補助金も取れたりできるかと。 (参考：森林総合研究所 平成 22 年版 研究成果選集無花粉スギの大量生産技術の開発)	ご意見いただいた成長の早いスギ・ヒノキは、成長が通常の 1. 5 倍以上早だけでなく、花粉が通常の半分以上の特性も持つ、国で指定された苗木であり、森林経営の収益力向上のための取組として第 2 期計画において供給量を増やすこととしておりますが、この取組は、花粉症対策の一助にもなるものと考えています。 また、成長の早い苗木の採種園の整備は、林野庁所管の補助金を活用しています。
19	林業	県内で稼働を始めた木質バイオマス発電について F I T が 10 年後から順次終了する。現在、原木生産量の 30% を占める燃料チップについて現在の取引価格の大幅な下落が予想される。供給事業者の経営や森林所有者への還元額へ直接影響することから県としてこの課題にどう取り組むか示してほしい。	F I T 制度終了後も県内の発電施設の安定稼働は、原木増産の維持や雇用の観点からも重要と考えております。売電価格の下落に伴い燃料チップの取引価格の下落も想定されることから、燃料供給者の生産性を高め収益を確保する必要があります。そのためにも、伐採現場における効率的な作業方法や I C T を活用した技術等の導入に加え、原木の適切な仕分けや流通の合理化等による、ひと山からのトータルでの収益性を高める取組を一層進めることが重要と考えております。 なお、国においては、F I T 制度終了後の支援の在り方等を今後検討することとされていることから、検討状況を注視してまいります。
20	林業	物件毎に求められる製材品の規格等が様々であり、納品が困難なことから施主が木造を断念する場合や受注に結びつかない場合がある。県産木材の利用拡大に当たっては、木造住宅で使用してきた製材品（一般流通材）を利用できる設計の普及を検討してもらいたい。	第 2 期計画では、非住宅建築物の木造化を進める観点から、地域の製材品の活用や木材調達に関する協力体制づくりを目的とした協議会に、これまでの地域の林業事業体や製材工場に加え、建築士や施主となりうる団体も参画してもらうこととしております。県としましても、この協議が進むように一般流通材を利用した施工事例の提供等、活動を支援してまいります。 また、非住宅の木造化に向け、県の認定建築士に専門的な木造知識を習得してもらうための、育成研修会を開催することとしており、その中で一般流通材を利用できる設計技術についても普及していく考えです。
21	水産	良好な漁場環境の整備にブルーカーボンの記載があります。大いに進めて頂きたいです。林業も J クレジットの取組、農業でもカーボンクレジットの取組（記載なしですが）があります。CO2 クレジットの取組としては同じと思うので、申請手法、売買等を共通にするなど、農業、林業と漁業が連携した取組ができるようにお願いします。ブルーカーボンが規模としては大きいと思いますので、是非、水産部署が積極的に各部署と歩み寄った取組を行ってください。	県では、藻場の回復・保全に向けて、隠岐、出雲、石見の各海域ごとに策定した「藻場回復ビジョン」により、藻場礁の整備等に取り組んでいます。藻場は CO2 を固定する役割（ブルーカーボン）を有し、温室効果ガスの削減につながることを期待できると考えており、ブルーカーボンクレジットについて、農業、林業の同制度を参考にして推進してまいります。